

告 示

埼玉県告示第五百六十四号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第三号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

高橋 利行

ロ 事務所の名称

行政書士法人高橋環境事務所

ハ 事務所の所在地

埼玉県本庄市千代田四丁目二番四号 三の蔵

ニ 登録番号

第九七一三五五四号

二 処分をした年月日

平成三十年五月二十二日

三 処分の内容

業務の禁止